

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第92号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款中「若しくはクリーンセンター」を「、クリーンセンター若しくは魚アラリサイクルセンター」に改め、同表特殊現場作業手当の款クリーンセンターに勤務する職員の項中「及び」を「にあっては400円、」に、「400円」を「300円」に改め、同款に次の1項を加える。

魚アラリサイクルセンターに勤務する職員	製造室内における機器の操作、整備若しくは清掃の業務又は汚泥の運搬の業務に従事したとき。	日額500円(条例第3条第1項第6号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級又は6級であるものにあつては300円、同表の適用を受ける職員で職務の級が1級、2級、3級又は4級であるものにあつては1,200
---------------------	---	--

		円)
--	--	----

第10条の表特殊現場作業手当の款中「土木管理部放置車両対策課」を「土木管理部自転車政策課」に改め、同表用地交渉等手当の款中「都市整備部の区画整理課若しくは拠点整備課、区画整理事務所」を「都市整備部整備推進課、南部区画整理事務所」に改める。

第11条の表社会福祉業務手当の款中「母子又は寡婦福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改め、同表賦課徴収業務手当の款中「若しくは納税課又は右京区役所京北出張所」を「又は納税課」に改め、「国民健康保険料の賦課、徴収、収納等」の右に「又は後期高齢者医療保険料の徴収、収納等」を、「よる国民健康保険料」の右に「又は後期高齢者医療保険料」を加える。

第14条中「切り上げた」を「切り捨てた」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項各号中「額」の右に「50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上」を加え、「これを切り捨てた」を「これを切り上げた」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)